

公立大学法人神戸市看護大学学長業績評価要綱

2022年7月1日

公立大学法人神戸市看護大学学長選考会議議長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人神戸市看護大学学長選考会議規程（以下「規程」という。）第2条第1項第3号の規定による学長に対する業績評価（以下「業績評価」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業績評価の時期)

第2条 学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号に該当する時期に、業績評価を実施するものとする。

(1) 任期の最終年度

(2) 議長に対し、委員の3分の1以上から業績評価に関する要求があったとき

2 業績評価の評価対象期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する期間とする。

(1) 前項第1号の場合 就任の日から任期最終年度の選考会議が指定する日まで

(2) 前項第2号の場合 就任の日から選考会議で定める日まで

(業績評価項目)

第3条 業績評価は、次に掲げる評価項目を対象とする。

(1) 神戸市看護大学学長候補者選考要綱第8条第1項の規定による所信表明の達成状況

(2) 公立大学法人神戸市看護大学評価委員会が作成した公立大学法人神戸市看護大学の業務実績に関する評価結果における評価

(3) その他選考会議が必要と認める評価項目

(学長の自己評価)

第4条 学長は、選考会議の求めに応じ、前条の評価項目について自己評価を行い、自己評価書（様式1）を選考会議に提出しなければならない。

(学長のヒアリング)

第5条 選考会議は、業績評価の実施にあたっては、第3条に規定する業績評価項目に関する資料及び前条の規定により学長から提出された自己評価書（様式1）等に基づき、学長のヒアリングを行うものとする。なお、必要に応じて、公立大学法人神戸市看護大学の役員及び教職員から意見を聴取することができる。

(評価書等の作成)

第6条 選考会議は、業績評価の結果について評価書を作成しなければならない。

(評価書等の公表及び通知)

第7条 選考会議は、前条に規定する評価書を作成した場合は、速やかに公表するとともに学長へ通知するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、業績評価の実施に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年7月1日から施行する。

神戸市看護大学学長 自己評価書

（評価対象期間： 年 月 日～ 年 月 日）

年 月 日

学長

1 所信表明の達成状況

2 教 育

3 研 究

4 社会貢献

5 管理運営